

会 議 録

会 議 録	令和3年度（第3回） 山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会		
開 催 日 時	令和3年10月7日（木） 15：00～17：00		
開 催 場 所	山陽小野田市役所 3階 第2委員会室		
出 席 者	山口県弁護士会 山口県行政書士会 山陽小野田市社会福祉協議会 山陽小野田医師会 老人福祉施設 障がい者支援施設 障害福祉課 生活安全課 山口家庭裁判所	岡田卓司 松岡 巧 森重陽子 白澤宏幸 市村雄二郎 徳永祥三 吉村匡史 山本満康 平林功充	山口県司法書士会 山口県社会福祉士会 山陽小野田市民生児童委員協議会 山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会 相談支援事業所 山口県宇部健康福祉センター 社会福祉課 高齢福祉課
欠 席 者	小野田在宅介護者の会 とらいぽっど 特定非営利活動法人 山陽小野田市手をつなぐ育成会	井上恵子 矢田英治	出席者数 17人 欠席者数 2人
事務担当課 及び職員	福祉部長 兼本裕子 高齢福祉課主幹 大井康司 高齢福祉課 岩村庸平 高齢福祉課 福田真子	福祉部次長 尾山貴子 高齢福祉課 荒川智美 高齢福祉課 谷口琴乃	
会 議 次 第	1 福祉部長あいさつ 2 議事（審議事項） 山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（事務局案）について 3 その他		
会 議 結 果	1 について 福祉部長が挨拶を行った。 2 議事について 事務局が山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画（事務局案）について説明を行った。		

2 議事についての意見及び質疑応答の内容は、以下のとおり。
委員長 事務局から前回からの変更点と具体的な取組について説明があった。まず、27ページの現状についての分析だが、現状1、2と2つに整理したということだが、委員、意見はあるか。

委員：こちらに整理されたとおりである。成年後見制度の利用について、困ったりつまづいたりする部分が網羅されている。特に付け加えることはない。

委員：現状の分析については特にありません。よろしいです。

委員長：現状1、2については、アンケート結果からも出てきている。ニーズはあるけど利用者は少ない。ということと、不安を感じているということ。その他委員から何かあるか。

委員：現状2が、「市民の多くが不安を感じている」とあるが、一般市民に広い意識調査をやった結果ではなく、関係者に行っただけなので、「市民の多く」という表現は、あてはまらないのではないかと。表現の方法を工夫する必要がある。また、28ページの、「以上から、市民の多くが利用について不安を感じていることが明らかになりました。」とあるが、「不安を取り除くことが必要であると考えられます」の方がいいのかなと思う。

委員長：「市民の多くが」と言うと言い過ぎかなと思う。事務局で、何か良い修正案はあるか。

事務局：実際のアンケートの対象者が、家族介護者及び関係機関へのアンケートだったため、「家族介護者や関係機関」が、成年後見制度の利用について不安を感じている、というような表現か、もしくは、「市民の多くが」を省き、「成年後見制度の利用について不安を感じている」と、シンプルにすると今の段階では思っている。御指摘のあった「市民の多く」は、表現を変えたい。

家庭裁判所：文章に関する表現だが、「成年後見制度の利用について、不安を感じておられる方が少なからずおられることが明らかになりました」としても良いのではと感じた。

事務局：家庭裁判所からも、御意見いただいたので参考にして、修正したい。

委員：その他特に問題はないと思っている。

委員：先ほど意見があったように、「市民の多くが」というのは、表現を変更した方が良いと思う。言い方を変えれば、これは多くの市民がという様な言い方に捉えられる。文章としては、例えば「成年後見制度の利用について何らかの不安を感じている」のように、短くしてはどうだろうか。次に、現状1の内容については、異議はない。ただ、現状1も表現が回りくどいので、例えば、「成年後見制度の利用ニーズは様々あるが、利用者が少ない」という様にある程度、まとめる方法もあると思う。内容については、意見はない。

委員長：今回出た意見をもとに、現状についての分析は、事務局へ修正を依頼する。次に、基本目標2へ移る。基本目標も、現状の分析に対応して、2つとなったということだが、基本目標の設定に対し、何か意見はあるか。基本目標については「安心して利用できるような仕組みをつくり」と「権利擁護支援のネットワークづくり」という2点。基本目標1が施策としてはかなり広く、31ページの表を見ると、(1)から(8)の具体的取組がある。何か委員で、意見はあるか。具体的取組の1～8において、大体網羅出来ているのではないか。

委員：市は、後見センターを設置するというのが1番のメインで、後見センターを設置したうえで、後見センターとして各種取組を行う、ということだと思う。その場合、31ページでは、(1)後見センターの設置と、以下の(2)～(8)の項目が皆同等に扱われているようなので、表記を(1)後見センターを設置して、後見センターの中で(2)～(8)の施策を行う、という表現に変更してはどうだろうか。

委員長：具体的取組の(2)周知・広報や(3)相談などは、後見センターが担っていくと思う。(4)利用支援事業の実施については、後見センターというよりも市の施策なのかと思う。

事務局：当初後見センターを設置し、後見センターの取組として、(2)周知・広報等も入れていくような形を考えたが、あくま

でそれぞれを同等に扱っているのは、後見センターだけの取組ではなく、例えば関係課を含めて、周知・広報の実施、相談窓口としての機能があり、また（３）成年後見制度利用支援事業については後見センター（高齢福祉課）で実施する部分もあれば、障害福祉課で実施する部分もあるため、（１）～（８）をそれぞれ分けた形とした。

委員：後見センターが中心となって実施していくが、後見センターだけでなく関係課も含めて、具体的取組をそれぞれ行っていくという意味であれば、こちらの表現で良いと思う。

委員：基本目標１については、自身のイメージが、後見センターを設置して、広報・啓発・相談等々を行いますというイメージなので、後見センターの中で実施するというような書き方が良いのではないだろうか。

事務局：（１）後見センターを設置するについては、前回の会議でまず、具体的取組として、１番に持って来てはどうかと意見をいただいたため、１番に持ってきた。後見センターの設置ということで、（１）では、後見センターを通して、このような取組を行いますよという意味合いで、取組の概要も含めて記載させてもらった。意味合い的には後見センターが中心として実施するが、関係機関も含めて取組でいくという意味合いである。

委員長：１０月５日の宇部日報夕刊の８ページに、山口市成年後見センター開設のニュースが掲載されている。相談対応、制度の普及啓発等そのセンターが何を実施するのかというのは、記事でも取り上げられているため、本計画の中にも、後見センターが実施する内容は記載していた方がわかりやすいのではないかと。書き方に工夫が必要と思う。後見センターを設置して、（２）と（３）こういうことやりますよ、みたいな形でまとめはどうだろうか。

事務局：御意見をもとに検討する。

委員：具体的取組が（１）～（８）と並ぶよりも、まとめたほうが良いと考える。後見センターの設置と役割が１番重要になると思うので、具体的取組については、後見センターの設置と役

割に記し、その後、後見人等の項目やそれ以外というように、具体的取組を3つほどに分けるのではないか。

委員長：具体的取組を大きく3つに分けるということで、後見センター関係、後見人関係、その他という様に分けられるのではないかという意見だった。

委員：各委員の話を伺い、後見センターは具体的にどのような取組を行うのかを、最初にしたほうが良いと思ったが、33ページの具体的取組へ、後見センターの具体的取組について記載されている。31ページのように表にすると、後見センターの取組が漠然としているように感じたが、33ページに、具体的取組の説明が書いてあり、読むと合点がいったので各委員からの意見について問題意識は共有したが今合点がいったところである。

次に、基本目標2の地域連携ネットワークの構築については、基本的には良いが、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築の具体的な指標の説明がなかったので、内容が漠然としていると感じた。

委員長：ありがとうございます。今、基本目標2についての具体的な取組が漠然としているという御意見だったが、基本目標2の具体的取組の説明については、37ページに記載されている。

次に、後見の実務を行っている各委員へ、38ページのチームのイメージ図について伺いたい。例えば、普段からチームをつくっておこなっているのか、チームを作る案件とそうでない案件があるのか、どういう形でチーム作り、ネットワークの構築を行うのか等について意見を伺いたい。

委員：チームについては、最初からあったケースは、今まで当然なかったが、例えば被後見人の方が病院に入院されている際に、主に医師が看護師、介護支援専門員、後見人と一緒に会議を開き、治療の方針や情報を共有し、退院後にどのような生活をするのかとか、そういうことまでも含めて関係者全員が集まって会議をするということはあった。ただし、この会議は、具体的な事例の中で起きていた会議の話なので、もともと支援者があり、動いていたもの。そのため、最初から、介護支援専門員、医師、看護師、後見人などが集まって会議をするという

ことはない。

委員：今までの経験の中では、1番多いのは介護支援専門員とサービス提供者とのチームで、在宅の生活を支えるということはよくある。在宅生活の場合は、チームでの働きかけ、チームで支えるということが大事だと思っている。

委員長：自身も後見業務を行っているが、在宅の場合は介護支援専門員が訪問している看護師と連絡を取り合いながら、一緒に支援しているが、この関係が基本目標2の(2)チームの構築なのだろうか。チームの構築は要するに、具体的なケースについての連携という意味なのだろうか。後見業務を行っている当事者である自分自身としては、普通に連携し支援していると思うが、ここでいうチームは、それにどのように関わっていくのかが見えにくいと思う。個々のケースで、在宅か入院しているのか等違いがあり、チームはケースごとに構成員が違えることが想定される。また、今後設置される協議会とチームとの関係がどうなのか等、イメージがわかりづらいと思う。事務局として、チームについて何かイメージを持っているのか。

事務局：例えば、成年後見の市長申立てで関わったケースを挙げると、入院中で、身寄りがなく、後見人をつけて今後、在宅に戻るのか、施設入所かという、今後の支援を検討するため、入院先の病院から、ケース会議の提案があった。ケース会議には、入院先の主治医や相談員、後見人、介護支援専門員、市の成年後見の担当の職員が参加し、今後の支援の方向性について話し合いを行った。この話し合いもチームのイメージに近いと考えている。本人を取り巻く関係者があつまり、今現在の本人の状況、今後在宅で生活ができるのか、そのためには、どういう支援が必要なのか、お互いが何をしていくのか、在宅が難しいのであれば、施設や入院なのか、支援の方法について考えていくようなものが、チームとしての一つのイメージと現状考えている。

委員長：市長申立ての案件を念頭に置いているイメージだろうか。

事務局：市長申立てだけではなく、親族後見人や親族申立ても含めた上でのチームをイメージしている。

委員長：市長申立ての場合は、市が最初から関わっているが、例えば親族後見人がチームづくりについての相談を行う際は、後見センターへ相談すればチームづくりをしてもらえるというイメージで良いか。

事務局：後見センターによる相談対応の中で、本人や関係者で構成するチームにて情報共有したい、検討したいということであれば、チームづくりの支援を行い、チームとして見守り支援等をしていくイメージである。

委員長：33ページの2の(3)「後見センターにおいて、市民や後見人等関係機関等から」、と記載されているが、親族後見人、専門職後見人も含めて何か困ったことがあれば後見センターへ相談しても良い、ということか。

事務局：そのとおりである。専門職後見人の相談にも対応できるよう、今後検討していきたい。

委員長：今までの協議を整理すると、この施策の体系について、(1)～(8)となっているが、事務局でコンパクトにする、整理するということがよろしいですか。

事務局：委員の意見をもとに整理する。

委員長：具体的な取組の中身についてみていく。目標1についての具体的な取組は、33ページから、目標2については、37ページから記載されている。まず目標1についての具体的な取組の記述としてはこれで十分かどうか検討したほうが良いと思う。各委員より意見はないか。

委員：基本目標1については、特に申し上げることはない。

委員長：34ページの、(4)成年後見制度利用支援事業の実施について、費用の助成制度についても今後検討していきます、という記載があるが、今もう助成制度があるので、さらなる充実とか何かもうちょっと記載した方が良いのではないか。例えば、申立ての費用、診断書、鑑定料だったら10万円ほどする場合があるが、それを誰が出すのか、という費用負担の問題が起き、申立てを頓挫するということがある。他の委員もうなず

かれている方がいる。だから、費用助成制度のさらなる充実化についても等、言葉を変えて記載しても良いのではないか。費用負担の問題については、自身が実際の仕事を行う上でも、問題なため、費用負担の充実は入れて欲しい。事務局で再度検討してもらえないか。

事務局：委員長をはじめ、各委員の申立費用に関する助成制度についての御意見は理解した。しかし、予算に関係するため、記載するかどうかは慎重に検討する。

委員長：事務局のことも理解できるが、本計画は利用促進のための計画であるから、お金が障壁になっているのは間違いのないため、ここを手当てしないと、申立て自体が出来なくなるパターンがあると思う。また、お金がないケースで後見人の受任者が現れない場合もあるため、ここは避けては通れないテーマだろうというのが実務家としての感覚である。お金の問題は、どこへ行っても、何で自分が申立ての金を出さないといけないのかとよく言われるので、その部分は、本当に利用促進したいのであれば避けられないテーマだということは、わかってほしいと思う。

その他、この基本目標値で何かあるか。

委員：32ページに、後見人等による活動の適正な運用の評価指標として、後見人等の不正の件数、不正防止に向けた取組の協議と、後見人の不正っていうのが何度も出てくるため、強調し過ぎではないかと思う。確かに、アンケートで不正に対して不安があるという御意見があったのは前回も議論があったが、不正の件数等を評価指標にするほどまで必要なのかなというのがちょっと、感じたところである。35ページの(7)の文章の中にも、後見人等に対する正確な情報、不正がないとかを伝えていきますというのはあるが、それを指標にまでする必要はないと感じた。それと後見人等による活動の適正な運用という言葉自体が、何か、後見人を監督する、というような感じにとれてしまうので、後見人の方の活動に対する支援を目標として挙げた方がわかりやすいと感じた。

委員長：県内では後見人による不正が起きていないっていうのは前回、前々回から山口家庭裁判所からも伺っていた。

事務局：中核機関の機能及び成年後見制度利用促進法の中にも、不正防止がうたわれているため記載した経緯がある。ただし、不正という言葉や不正の件数が全面的に出てしまうと否定するような部分もあると思うので、表現は考えていく。

委員長：今手元に資料がないが、成年後見制度利用促進法の立法過程で、国会で問題になったときにですね、専門職の不正金額、親族の不正金額どちらが多い等の議論があったが、少なくとも後見人の活動の正確な情報提供、例えば県内では不正事案が実際起きていないこと、後見人が監督されているということ。あとは専門職後見人について言えば、必ず推薦を受けたり、賠償責任保険にも入っている。また、社会福祉士会であれば、裁判所への報告書等もチェックしている。だから、そういった不正防止に向けた取組についての情報提供を行うことで、いたずらに不安を感じさせないようにする、という趣旨だと思う。そのような方向で、表現を記載できないだろうか。

事務局：意見を参考にし、表現の記載について検討したい。ただ、不正の件数というのは0件であれば、それは0件ということで、本市においては不正はないということの周知にもなるのではないか。不正という表現が強い言葉だという印象があるようであれば表現は検討したい。

委員長：評価指標には、不正防止に向けた取組の協議は、いらないと思う。むしろ後見人の活動についての正確な情報提供という表現が良いのではないか。監督や推薦の手順等で、不正が起きないような取組がとられていることも含めた情報提供にしてはどうか。今日出た意見をもとに事務局で、修正を依頼する。また、(8) 市民後見人等の担い手の養成については、法人後見の担い手の養成も記載されているが、市社会福祉協議会が法人後見を実施しているので、(5) 市社会福祉協議会との連携の中に含めても良いのではないか。この具体的取組については、よろしいか。

委員：異論無し。

委員長：異論無しなので、次の基本目標2へ移る。38ページ以降にイメージ図も掲載されているが、このような方がいいのではないかなど何か意見はないか。

委員：内容は問題ないと思う。イメージ図については、自身が介護支援専門員のため、担当者会議自体も一つのチームだと思っており、その説明も書かれてあるので良いのではないかと思う。

委員長：全てのチームで、全てこのメンバーでやるのか。

事務局：チームについてはその後、ケースごとにチームの構成は変わっていくという認識である。

委員長：個別の課題に応じて構成されるという様に、イメージ図にも記載されている。次に、協議会は、37ページに会議の開催年2回程度と記載されているが、定例会が2回ということで、チームに対し必要に応じて助言等の支援を随時行うという理解でよろしいか。

事務局：基本的には年2回程度であり、必要に応じて助言をいただくようなイメージである。

委員長：実務的な感覚からすると、定例会よりは、個別ケースに対する助言等の支援が重要だと思う。だから、協議会でやるのかどうなのか。

事務局：後見センターで、基本的には相談対応など、支援などを行っていくが、後見センターの職員も人材が限られているため、実際に地域で様々な立場で活躍されている協議会の皆さんから助言をいただける機会が必要と考えている。そういった助言を受けられるような仕組みや体制を、この協議会を通して、検討できればと考えている。

委員：会議の開催が年2回程度とは記載されているが、回数に縛られずに、柔軟性を持って実施した方が良いと思う。

委員：協議会については、まだ具体的なイメージがわからない。委員みたいなものがあってその人たちがやると思うが、具体的なイメージが浮かばなかった。

委員長：具体的にどういうことをこの協議会でやるのかというのが、チームや個別ケースについての助言というのはわかりやす

いが、それを超えて、何をやるのか。事務局は何かイメージを持っているのか。

事務局：39ページの協議会に役割を記載している。チームへの助言や支援を行う中で、本市の課題等が出てくると思うので、課題の解決に向け、本市にはどのような取組が必要なのかを、協議会で協議できればと思っている。また、計画に定められている取組の進捗状況の確認や、取組に対する助言などもいただきたいと考えている。

委員：例えば39ページに中核機関があるが、これは、後見センターなのか市町村なのか。また、チームの中の後見センターの位置づけはどのようなになるのか。

事務局：協議会のイメージ図へ、中核機関を載せているが、この中核機関は、本市では、後見センターのことである。続いて、39ページのチームのイメージ図だが、必要に応じて、後見センター、あるいは市の関係課の職員が入る等、それぞれのケースごとに、チームの構成員が変わっていくことを想定している。

委員：チームについては、具体的に誰がどのようにコーディネートしていくのか。後見センターが入って、支援していくのか。後見センターが入る場合は、チームのイメージ図の中に少なくとも入れるべきではないか。また、チームには専門家が多く含まれているが、その場合の経費はどうなるのか。

委員長：チームは、介護支援専門員や相談支援専門員、後見人等が、チームを指導していくイメージだろうか。

委員：チームづくりのきっかけは、いろんな可能性があると思っている。例えば、相談支援専門員が、実際に本人が利用している事業者へチーム作りを相談することもあると思うし、行政と相談しながら、チームをつくっていくということもあると思う。その中で後見センターが今後入ってきて新しいチームの形というのでもできてくると思うが、どこかが指導して、主導して行うというものではないと認識している。

委員：このイメージ図であれば、後見人が中心となる印象を受け

る。しかし、実際は、介護支援専門員や相談支援専門員が必要な会議を開催することが、一つのチームなのではないかと思う。ただ、会議をしていないのであれば後見センターが、必要な人材や、職種を集めて実施するのではないかと思う。

委員長：イメージ図の真ん中に後見人が来ているが、これで良いのだろうか。どちらかというとな御本人の生活の支援というのは、福祉サービスを利用したり、必要な財産管理を行うこと、また、身上監護の課題が出たときにその課題を解決するための後見人でしかないの、イメージ図の真ん中に後見人が来るといのは違うのではないか。何か誤解を生むようなイメージ図であるように思う。

事務局：チームのイメージ図としては、御本人が中心であり、支援の中心はいつも本人である。ただし、本人の理解力など、認知機能の低下で判断が出来ない場合に、本人に代わって、身上監護面や契約など本人の権利を守っていくのが後見人の役割と思っている。その意味では、チームのイメージ図のように、本人の横に後見人が位置付けられるのは間違いではないと思っている。本人を取り巻く支援者が、課題に応じて変わっていくということで、横並びが良いと思う。また、それぞれの課題に応じて、介護支援専門員がコーディネートする役割を担うのか、それとも、家族が担うのかなどは、ケースによって違うと思うので事務局としてはこのチームのイメージ図で良いと考えている。

委員：本人が中心ということをよりわかりやすく記載してはどうか。本人よりも後見人が目立っているような気がする。

委員長：本人が真ん中に来ることは、委員に異論はないと思う。ただし、後見人が目立ちすぎているように思う。本人を包む大きな円の中に後見人も位置付けられる方が良いのではないか。

委員：チームというのは、後見人と被後見人が決まったときにできるのか。それとも何か課題が出来たときにできるのか。

委員長：私の経験に基づくが、おそらく本人の能力が十分だった際は、本人と介護支援専門員が中心にケアプランで組立てられた福祉サービス等を各福祉サービスの担い手が支えていく。し

かし、本人の判断能力が落ちてきた際に、契約能力があるのかどうかというところが問題となるので、本人をサポートする存在としての後見人等が必要になってくる。どちらかというところ福祉サービスの利用が先行している場合には、後見人が後からチームに加わるような実態である。

委員：そうであればちょっとこのイメージが変わる部分があると思う。後見人の支援とか、不正防止もこのチームがやるということになるのか。

委員長：不正防止については、基本的には、家庭裁判所の監督下である。また、専門職の場合には、専門職団体が監督する場合もある。あとは後見監督人がついて監督をするのが、不正防止策の一環であるが、中核機関が不正防止に関わるのだろうか。

事務局：チームが不正防止の取組とまではいかないかもしれないが、チームで見守ったり、支援をしていくことで結果的に不正防止につながるというイメージで書かせていただいた。

委員長：チームには、様々なパターンがある。本人が真ん中で後見人が上で何か四角で囲ったり、何か工夫が出来ないかと思う。

事務局：図に関しては、委員の皆さんの御意見を基に工夫する。

委員長：基本目標2を整理すると、イメージ図については、様々な意見が出たので、事務局で修正をお願いしたい。協議会の会議の開催は年2回となっているが必要な施策についての意見交換の開催等、会議の回数についても柔軟に考えてほしいという意見もあった。

最後に、全体を通じて、何か委員の皆様から御意見あるか。私から、1点あり、山口市の後見センターは新聞記事によると、社会福祉士3人を含む職員5人が専門相談につなげるための面談などを行う、と書いてある。その後見センターにおける人材育成について、山口市は社会福祉士の資格を持っている職員を配置するが、山陽小野田市はどうか。31ページから後見センターの設置が記載されているが、後見センターを設置するのは良いが、後見センター自体の充実という意味で、市の人材の養成とかを市で実施するなど、その辺はどうだろうか。自身は、

宇部市成年後見センターでセンター長として活動しているが、専門性が必要な後見センターの職員が、頻繁に変わると大変なことである。宇部市は弁護士1人と、福祉職2名の3名体制だが、人事異動で、他課から来ました、福祉のことは全くわかりませんという人が、後見センターに配置されると、相談機能の機能低下をもたらしかねない。だから、人材の配置とか養成等も計画の中に記載するほうが良いと思う。何か事務局で考えているか。

事務局：人材については、今後、市で協議していく。人材の育成というのは、大切だなという認識である。

裁判所：人材育成の件だが、裁判所では総務課を中心とした職員の方の例えば人事異動の際に、講師を派遣するということも可能である。山陽小野田市で、人事異動により他の部署から後見担当へ異動となった際は必要があれば、講師派遣の依頼をしていただければと考えている。

また、協議会の年2回開催についてだが、家庭裁判所として、他の市町にも、このような形で会議に参加させてもらっているが、協議会が年2回という市町も多数ある。協議会とチーム会議、受任調整会議、この3つの種類の会議につきまして、市の計画へ定めているところもある。むしろ受任調整会議の回数をどのようにするのかというところが議論になっている市町がある。山陽小野田市は、受任調整会議までの踏み込んだ記載はないが、35ページ(6)後見人等の受任者調整については、体制整備に取組と記載されているが、受任調整会議を定期的にどのように開くのかというところまで踏み込んで、今後協議されると読み取ったが、具体的に毎月行うのか、2か月に1回なのかによって実際受任者調整が行えるのか、また受任者調整をきっちり行わないと、申立て自体が遅れてしまうということにつながるので、そういった問題についても、今後検討してはどうだろうか。

委員長：人材育成の観点から、裁判所の講師派遣を活用させていただければと思う。協議会の会議については、弁護士会の研修で知ったが、下関市は、協議会だけでなく受任調整会議の他、支援検討会議などケースを支援する会議も実施するようである。会議の類型が様々あるので協議会は年2回でも、実際に個別のケースの相談があったら随時、開催するとか、そういった

ことをやっている。だから、山陽小野田市も協議会の定例会だけではなく、目的に応じて開催していくことを考えてほしい。また、委員から「協議会には誰が参加するのか」という質問もあり、会議の参加者の確保みたいな問題も出てくると思うので、この計画の中には市としても記載できないだろうが、今後運用しながら考えていくという整理でよろしいか。

事務局：おっしゃるとおりである。

委員：3ページの任意後見制度の記載に、法定後見制度と比較すると自分の意思で、というようなことが、メリットとデメリットとして、記載されているが、表現が強過ぎると思うので、違いがある、というような表現の方が良いのではないか。次に2法定後見制度の記載中に、申立て手数料として郵便切手や収入印紙が必要となるとあるが、これは任意後見制度の場合も、公正証書を作成するための費用等々あると思うので、あえてここで2法定後見制度だけ、申立て手数料が必要という記載は要らないのではないか。それから、任意後見制度と異なり後見人等を自分の意思で選任することは出来ません。ただし、希望する人物を候補者とすることは可能です。と記載されているが、希望に沿わない人が、選任されても不服申立ては出来ないと思うので、こちらの記載もいらないのではないかと思う。

次に20ページが金融機関向けの意識調査、22ページは、事業者向けの意識調査の結果が書かれているが、金融機関向けと事業者向けと同じ設問であるのに、金融機関のページには載っていない項目があるのがなぜか。例えば23ページ図13制度の大まかな説明ができるかを事業者へ尋ねた結果が載っている。ただ前回、説明いただいた調査結果では、金融機関にも成年後見制度の説明ができるか、というような質問があった。それから、25ページ図16制度の利用を進めたか、も金融機関にも同じ設問があったと思うので、こちらも載せたほうが良いのではと感じた。

委員長：アンケートは、同じ項目の質問を行っているのに、片方の調査結果には載せて、片方の調査結果は、載っていないのはなぜか、ということだが、事務局は何か割愛したみたいな意味があるのか。

事務局：22ページ以降に載せているのは、図13制度の大まか

な説明ができるかは、説明できる職員がいないと回答した方が多かったため、今後この部分を改善したほうが良いのではないかという調査結果について掲載している。そのため、同じような調査をとったが掲載しているものと掲載していないものがある。

委員長：アンケート調査結果は存在するので、例えば、本計画の後に、参考資料ということで載せた上で、いくつか抽出したものを計画の本文へ掲載してはどうか。事務局で検討してほしい。

事務局：検討していく。

委員長：3ページの任意後見と法定後見の記載については、法律家の世界ではこのように説明がされるのは事実だが、任意後見と法定後見制度の違いとして、誰に後見人等になって欲しいかという選択権があるのか、ないのかというところで、任意後見には選択権があるが、法定後見には選択権はないということを記載している。実際に成年後見制度の申立ての後見人候補者として依頼されることがあり、家庭裁判所も特段の事情がない限りは希望に沿った形で選任はされるが、候補者とは別の方が、後見人として選任されることもあるので、その説明は行っている。ケースによっては、なぜ、候補者としてお願いしていた人が選ばれないのか、といった問題となる。そのため3ページ目の制度説明へ記載しても良いのではないかと思う。

委員：上の任意後見のところで、法定後見と比較すると自身で任意後見人を決めることができるという記載がある為、法定後見制度の欄に、同じような記載は必要ないのかなと思う。それか、任意後見、成年後見の両方を並べた後に、それぞれの違いを記載するという方法もあると思う。

委員長：記載が重複しているという意見なので、記載方法の工夫を行う必要がある。また、手数料は、なぜ法定後見しか記載されていないのか、は確かにそうなので、任意後見についても、公正証書の費用がかかります等を記載したほうが良いのではないか。ただ、制度の概要について記載しているから、費用負担までは記載がなくても良いのかなと思うが、事務局で検討してほしい。

事務局：検討する。

家庭裁判所：裁判所の希望を申し上げる。申立ての費用は家庭裁判所へ関わってくることなので、意見を述べる。まず、任意後見制度の場合には公正証書の他に、監督人の選任の申立ての際にも費用がかかる。費用負担について、任意後見、成年後見制度それぞれ記載する場合は、裁判所へ記載方法などを問い合わせる方が良いと思うが、記載しない方が、いろんな苦情とか後々のトラブルにならないのではないかと思う。次に、任意後見制度のところの最後の三行のところだが、このメリットとしては自身が元気なときに、自分の意思で選んでおくことができるということなので、その選んでおく時期がメリットとしてあるので、記載方法を少し工夫された方が良いのかなと思った。

委員長：任意後見制度は、早い段階から、自分で信用できる人を選ぶことができるということで、家庭裁判所からも御意見いただいたので、事務局で対応願う。

事務局：対応していく。

委員長：今日の意見等を踏まえ、事務局でパブリックコメントを実施する前に、修正案を作成すると思うが、可能であれば一度委員にそれを流し、委員へ確認してもらうことが丁寧かなと思うがどうだろうか。

事務局：事務局案を修正し、データや郵送で委員へ送付する。

委員長：長時間にわたり、御意見いただきありがとうございました。今日の意見を踏まえ、さらに良い計画ができると確信しているので、事務局へ修正をお願いする。では、進行を事務局に戻す。

事務局：今後、本日の意見をもとに、計画案を修正し、データや郵送等で委員へ確認していただきたいと思っている。確認終了後、パブリックコメントを今年度中に実施したいと考えている。事務局からは以上。2時間ありがとうございました。

～ 閉会 ～